

鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業業務契約書

(以下「事業者」という。)と (以下「評価機関」という。)は、鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業(以下「評価事業」という。)に基づき実施される評価又は調査(以下「評価等」という。)について、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1章 総 則

(契約の目的)

第1条 評価機関は、サービス利用者及びその家族(以下「利用者等」という。)がサービスを選択するために必要な情報の提供及び事業者の提供するサービスの質の向上を図ることを目的として、評価等を実施する。

(契約期間)

第2条 本契約の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

(評価事業区分)

第3条 本契約において実施する評価は、次のとおりとする。

- (1)「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」(平成16年5月厚生労働省社会・援護局長ほか2局長通知)に基づく評価(以下「福祉サービス第三者評価」という。)
- (2)「指定痴呆対応型共同生活介護(痴呆性高齢者グループホーム)が提供するサービスの外部評価の実施について」(平成14年7月厚生労働省老健局計画課長通知)に基づく評価(以下「痴呆性高齢者グループホーム外部評価」という。)

<<* 実際に評価を実施する評価事業のみ記載する。以下同じ。>>

2 評価機関が事業者に対して実施する評価等の内容、手法等の事項は、契約書別紙に定めるとおりとする。

(評価調査者)

第4条 本契約において「評価調査者」とは、次の各号に掲げる各条件を満たした者とする。

- (1)「鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価調査者養成研修修了者名簿登載要領(平成 年 月 日福保第 号鳥取県福祉保健部長通知)」に基づき、県の指定する評価調査者養成研修の修了者等として、名簿に登載されていること
- (2)第3条に掲げる評価事業区分に関する有資格者であること
- (3)鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関認証要綱(平成 年 月 日福保第 号鳥取県福祉保健部長通知)第7条に定める遵守事項に違反していない評価調査者であること

第2章 契 約

(評価料金)

第5条 事業者は、評価機関の評価等の実施に関し、金 円を支払うものとする。
2 (手付け金、支払時期等について記載)

(業務の完了)

第6条 福祉サービス第三者評価(痴呆性高齢者グループホーム外部評価)に関する評価機関の業務は、事業者への報告書の提出及び独立行政法人福祉医療機構ホームページ(以下「WAMネット」という。)への掲載をもって完了とする。

第3章 評価機関の義務

(評価機関及び評価調査者の義務)

第7条 評価機関及び評価調査者は、評価の実施にあたって、利用者等の意思に十分配慮し、別に定める倫理規程に則った評価を行うものとする。

2 評価の実施は、契約書に署名捺印した評価調査者が契約時から契約終了時まで一貫して行うものとする。

3 評価機関は、利用者等への聞き取りの実施など、特に配慮する必要がある事項について、事業者と十分協議の上、実施方法等を定め、契約書別紙に明記するものとする。

4 評価機関は、本契約書及び契約書別紙に定める方法に従って評価を実施し、評価結果及び結果分析により把握した課題について報告書を作成するものとする。

5 報告書に記載する評価結果は、原則として、署名捺印した評価調査者の合議による評価結果をもって決定する。ただし、次の場合は、評価機関が設置する評価決定委員会に諮り決定するものとする。

ア 評価調査者の合議が整わないとき

イ 評価調査者の作成した報告書案に対し、事業者から意見書が提出されたとき

6 評価機関は、訪問調査の日から2ヶ月以内に評価を決定し、その内容について事業者の同意を得た上で、その報告書をWAMネットに公開するとともに、事業者に報告書を提出するものとする。

7 評価結果について事業者の確認が得られない場合、又は公表について同意が得られない項目がある場合の公開方針は、次のとおりとする。

(1) 福祉サービス第三者評価については、評価項目、箇所ごとに、「公表について同意(確認)が得られない」ことを公表する。

(2) 痴呆性高齢者グループホーム外部評価については、評価決定委員会における決定内容を公表する。(非公開は発生しない。)

8 前項の場合において、評価機関は、報告書の作成に当たり、評価機関の評価、コメントの記載とともに事業者の見解を併記するなど、必要な配慮を行うよう努めるものとする。

9 評価調査者は、評価の実施にあたっては、評価機関に所属する評価調査者であることを証する書類を絶えず所持し、事業者から提示を求められた時はそれを提示するものとする。

(評価調査者の禁止行為)

第8条 評価調査者は、評価の実施に当たって、次の各号に該当する行為を行わない。

(1) 事業者から評価料金とは別に金品を受け取ること

(2) 事業者又は利用者等に対する宗教活動、政治活動、その他迷惑行為を行うこと

(守秘義務)

- 第9条 評価機関が収集する情報は、評価に必要な最小限の情報とし、評価機関は評価以外の目的には使用しない。
- 2 評価機関は、評価を実施する上で知り得た事業者及び利用者等に関する情報を、第三者に漏洩しない。この守秘義務は契約終了後も同様とする。
 - 3 前項にかかわらず、評価機関は、緊急を要する事項（明らかな法令違反により、利用者に対するサービスの質が著しく低下している場合等）を確認した場合には、監督行政機関等に事業者や利用者等に関する状況等の情報を提供できるものとする。
 - 4 評価機関は、評価事業の実施において得られた、記入者が特定される可能性がある調査結果については、記入者が特定されないよう加工した上で事業者に報告するものとする。回答の記入された個別の調査票については、評価機関以外の者に漏洩しないよう廃棄する等の処理を行なうものとする。
 - 5 評価機関は、利用者等に関する情報が記載された書類、事業者が業務上作成している内部書類等については、原則として事業者への訪問調査を行う際に現地で確認することとし、事業所の外に持ち出さないこととする。ただし、事業者の同意がある場合はこの限りでなく、その場合は、評価機関は事業者から提供された本件業務に関する書類等を善良なる管理者の注意をもって管理、保管し、かつ本件業務以外の用途に使用しないものとする。
 - 6 評価機関は、本契約に基づき作成した報告書を、善良なる管理者の注意をもって5年間管理、保管した後、廃棄処分するものとする。保管期間中は、本件業務以外の用途に使用しないものとする。

第4章 事業者の義務

(協力義務)

- 第10条 事業者は、自らのサービス提供に支障のない限り評価の実施に協力し、評価機関の求めに応じて、評価に必要な、事業者、利用者等に関する情報を提供するものとする。
- 2 事業者は、利用者本人への聞き取りの実施など、利用者の状態に配慮する必要がある事項について、評価機関へ必要な注意事項等の情報を提供し、十分協議の上、実施方法等を定めるものとする。
 - 3 この協力業務に係る経費は、評価料金とは別に事業者が負担する。

(情報公開の承諾)

- 第11条 事業者は、評価機関が実施した評価等について、その結果を、第7条第6校及び第7項に定める公開方針に沿ってWAMネットに掲載することを承諾するものとする。

第5章 契約の変更及び解除

(契約の変更)

- 第12条 評価機関及び事業者は、相手方と協議の上で、契約内容についての変更又は履行の一時中止を行うことができるものとする。

(契約の解除)

- 第13条 評価機関及び事業者は、相手方と協議の上で、契約を解除することができるものとする。
- 2 前項の場合に、既に実施した評価分の費用の支払いについては、両者協議の上で決定するものとする。

第14条 事業者は、評価機関が以下の事由に該当する場合には、本契約を解除することができる。

- (1) 評価機関が正当な理由なく本契約に定める評価を実施せず、事業者の請求にもかかわらずこれを実施しようとししない場合
 - (2) 評価機関が第9条に定める守秘義務に違反した場合
 - (3) 評価機関が、事業者若しくは利用者等の生命・身体・財産等を傷付け、又は著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
 - (4) 評価を実施している間に、評価機関が認証を取り消された場合
- 2 前項に基づき本契約が解除された場合、評価機関は事業者に対し、支払済評価料金の全額を返還する。

第15条 評価機関は、事業者が以下の事由に該当する場合には、本契約を解除することができる。

- (1) 事業者が、評価機関及び評価調査者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (2) 事業者が評価対象サービスの提供をやめた場合

2 評価機関は、事業者が以下の事由に該当する場合は、一定の期間を定めて催告を行った上で、本契約を解除することができる。

- (1) 第5条に定める評価料金を支払わない場合
- (2) 第10条に定める協力義務を履行しない場合

3 本条に基づき本契約が解除された場合、事業者は、すでに実施した評価の費用を評価機関に支払うものとする。

(不可抗力による契約の終了)

第16条 天災地変その他事業者及び評価機関の責に帰することができない事由によって、本契約の全部又は一部が履行不能となったときは、本契約は、その部分について効力を失う。

2 前項の場合には、事業者の支払済み評価料金に対する評価機関の取扱いは、前条第3項の例による。

第6章 その他

(著作権等)

第17条 評価結果の著作権は評価機関に属する。ただし、事業者は、報告書とその業務の改善に必要な範囲で自由に複製又は公表することができる。

2 評価機関は、サービスの質の評価に関する研究及び事業報告等を行うため、事業者の提出した書類を用いて、事業者や個人が特定できない形で情報を利用することができる。

(損害賠償)

第18条 評価機関が、自己の責に帰すべき事由により本契約の定めに違反し、事業者が損害を被った場合には、評価機関は事業者が被った損害を賠償するものとする。

2 事業者が、自己の責に帰すべき事由により本契約の定めに違反し、評価機関が被害を被った場合には、事業者は評価機関が被った損害を賠償するものとする。

(苦情対応)

第19条 評価機関は、評価に関する事業者と利用者等からの苦情に対して、苦情の受付窓口及び担当者を設置して適切に対応するものとする。

(協議事項)

第20条 本契約に疑義が生じた場合、又は本契約に定められていない事項が生じた場合は、事業者と評価機関は誠意をもって協議の上、解決に努めるものとする。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、事業者、評価機関、評価調査者が記名捺印の上、事業者と評価機関各々が各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

事業者 住 所
事業者名
代表者氏名 印

評価機関 住 所
評価機関認証番号 (評価区分名)第 号
評価機関名
代表者氏名 印

(本契約を担当する評価調査者)

評価調査者養成研修修了者名簿登載番号
氏名 印

評価調査者養成研修修了者名簿登載番号
氏名 印

評価調査者養成研修修了者名簿登載番号
氏名 印

別紙

1 評価機関の連絡先

(事務局担当者氏名・連絡先、評価機関代表者氏名・連絡先)

2 事業者の連絡先

(担当者氏名・所属・連絡先)

3 担当評価調査者

当評価を担当する評価調査者は次のとおりです。

氏名	評価調査者養成研修 修了者番号	同修了 年月日	主な資格、経験等	備考
				チーフ
				不測、緊急の事態等により、上記評価調査者のいずれかが評価を行えない場合の代替要員

4 事業スケジュール

(1) 事前説明

平成 年 月 日 (時 ~ 時)

訪問者氏名

評価の目的、事業スケジュール、使用する評価基準の内容等について、評価機関から事業者の説明を行います。

(2) 自己評価

当評価で使用する評価基準について、事業者が自己評価を行います。

自己評価の結果については、訪問調査実施一週間前までに評価機関へ提出してください。

(3) 事前提出資料

訪問調査の実施二週間前までに、以下の資料を ____部提出してください。

- ア
- イ
- ウ
- エ
- オ

(4) 当日準備資料(主なもの)

次の資料があれば、訪問当日に用意してください。(存在しない場合は、用意の必要はありません。)

ア
イ
ウ
エ
オ

(5) スケジュール(予定)

当評価のスケジュールは以下のとおりです。ただし、評価の進捗具合によりスケジュールの遅延等が予想される場合は、事業者と協議の上、変更することがあります。

月	日	事前説明		
月	日	自己評価結果の提出		
月	日	月	日	訪問調査、(利用者等に対する聞き取り・アンケート)
月	日	評価結果確認依頼		
(月	日	評価結果に対する意見書の提出)
月	日	評価結果の通知、公表		

5 苦情の窓口

評価結果又は評価機関に対する苦情は、以下へ申し出てください。

< 苦情受付担当者 >

ア 氏 名
イ 所属・役職
ウ 受付時間
エ 住 所
オ 電話番号
カ ファックス番号
キ メールアドレス